

特定非営利活動法人あいあい広場平成2020年度(令和2年度)事業計画

新型コロナウイルスの蔓延が、当初想像だにできなかった状況にまで広がり、国も緊急事態宣言を発出し、感染防止のための自粛要請がされるなど、障害福祉サービス事業の運営にも非常に大きな影響が出ています。三密を防げと言われても、密接にかかわることではしか支援のできない中、利用者や職員の安全を確保するため消毒手洗いなどのとりくみで、日々の大変さは増していましたが、さらに利用の自粛をお願いせざるを得ないということにもなりました。また、その一環として短期入所の休止や土曜日の休止措置も行うということになり、利用者支援も十分に行うことができない状況も生まれて、利用者の就労支援事業としての作業収入にも影響が大きく出ています。さらにこのコロナの感染は、秋以降も予測されるとの見通しも示されています。2020年度は、このコロナの影響を抜きには考えられませんが、その予想もつきにくい状況でもあります。

しかし、その中でもまずは利用者の安全を確保しながら、支援を行っていくことが重要なこととなると思います。そこを優先しながらコロナの感染状況を見ながらこの一年、作業所では就労支援や行事等に取り組んでいきます。またグループホームでは利用者の健康を守り感染症対策を十分に行い、生活の支援をしていきます。

障害福祉サービス事業所として指定を受けて10周年となり、10周年行事を秋に挙げていきます。これもコロナ感染状況を見ながらということになりますが、ささやかでもこれまであいあいを支えてくれた人たちや地域へ10年というぐりの年に、これからのあゆみのスタートとなる行事として執り行っていきます。指定を受けての10年ではありますが、その前身の作業所あいあい広場、リサイクルワーク福山からの歴史を受け継いでの10年なので、そのことを踏まえての10周年にしていきます。

また、課題とされながらも進展していない今後の方向性・将来像、現作業所の建て替え問題についても、10周年を契機として喫緊の課題として検討していきます。

障害福祉サービスの報酬の改善が見込まれない状況の中、新型コロナウイルス感染予防のための通所の自粛要請を受けて、制度上の問題から特に作業所の報酬は大きな影響を受け、減収となります。職員の処遇改善にも影響が出ることは必至です。そういう厳しい運営状況となる2020年度ですが、利用者への支援は低下させることはできません。日々の職員の研鑽を引き続いて進めていきます。

事業実施の方針

1、障害福祉サービスの運営

(1) 新型コロナウイルスへの感染対策をできる限り実施し、利用者・職員の安全を守る。

密接する支援を防ぐことはできませんが、換気や手洗い・消毒等できる限り対策を行って行きます。

(2) 利用者の立場に立った支援、人権を尊重した支援を徹底していく

10年の中で、職員の入れ替わりもあり、ひとり一人の利用者を尊重していくという理念が薄くなり、日々取り組んでいることの意味があいまいになって、取り組みを進めている状況もあります。また、今までやってきたからと、なぜそういう支援を行うのかあいまいなままの支援となってきた状況もあります。10年を機に作業所・グループホームともに徹底して支援を見直し、取り組みを見直し、支援を見直ししていくことが求められます。また、自分たちの足元から見直していく研修も進めていきます。

(3) 作業所の将来構想/建替え委員会を立ち上げ、委員会を中心に作業所の在り方と建て替えの検討を進めていく。

現作業所は、就労B10名生活介護25名定員の小規模多機能事業所であるが、65歳問題の方向性や、就労継続B型の継続をどうしていくのか、また生活介護も分割して、20名定員の事業所を立ち上げるか。など、建て替え計画と作業所の将来構想とは切り離せないため、併せて委員会の中で検討していきます。

(4) 日中一時事業を見直し、開設日を縮小する

グループホーム開設以後日中・短期の利用への必要性が減少しており、一部少数の限定した人のみの利用となっています。日中の利用人数が少ないにもかかわらず、職員配置を行う必要があることから、日中職員が午後からの出勤となり、作業所での支援にも影響しています。一部日中を現に利用している人もあることから短期入所の開設日に合わせて送迎なしで週一日の実施と、土曜日月1日の開設を確保し、実施していきます。短期入所は、引き続き週1回での実施を継続します。

(5) 就業規則を改正し、60歳以降働き続けることのできる環境を整える。

(6) 職員の労働環境を整え、働きやすい職場環境づくりを行う。

休憩時間を確保することが難しい現状ですが、引き続き、休憩時間の確保をしていきます。前年度就業時間を8時半から5時15分までとして、45分の休憩を交代で確実にとっていくこととし、今年度もその体制を引きつぎ、休憩時間の確保する努力と有給休暇の取得をできるよう取り組んでいきます。

(7) 事業継続発展のため人材育成を行う。

職制として、主任制度を導入し、中間管理職として経験を積み次代の人材育成を行い、職員一人一人が事業運営の当事者として責任を持って取り組む体制を整備していきます。

2. 相談事業、家庭支援の事業、情報提供事業等

(1) 情報提供事業

① ホームページを利用し、情報公開に務める

独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」や特定非営利活動法人推進法等で情報公開が求められています。また、日本財団の助成を得るためには「CANPAN」に登録し情報公開が必須であるなど情報を公開することが強く求められています。特定非営利活動促進法では、貸借対照表の公告もホームページ上での公告も求めています。(当法人の定款では、公告方法をホームページ上で行うことにしていない)ホームページの作成の必要性が拡大している状況です。2019年度やっとホームページを公開できたところですが、十分な利用をしていくことが今後の課題です。ホームページは、これまで発信をしてきた、Facebookとも連動させていきます。

② 2020年度もHISK「あいあい広場だより」の発行を行います。

あいあい広場だよりは、あいあい広場を支援してくださっている方たちとあいあい広場をつなぐ重要なツールです。2019年度はホームページをやっと開設することができて情報公開の手段として活用していくが、それに代わることのできないものだと考えます。年2回の発行を行っていきます。

(2) その他目的を達成するために必要な事業

① 徳田移転・障害福祉サービス事業開始10周年行事(2020年)を行う。

10周年記念行事を2020年10月に予定して、それに向けて、法人としても委員会を設置して準備に取り組めます。

② 地域住民との交流活動・地域ふれあい事業を進める。

10周年記念行事をはじめ、今年度も、さまざまな機会を利用して、交流を続けます。利用者の生産品の販売やブルーベリーの観光農園の取り組み等を通じて、地域住民の方たちとの交流は広がってきています。その成果を通じて交流を広げていきます。リサイクル班の地域回収での交流など等、引き続き地域住民との交流・ふれあい活動を行っていきます。